

ガバメントクラウド先行事業（基幹業務システム）

公募要項

令和3年6月4日
内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

第1 趣旨

デジタル庁が調達するガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを市町村が安心して利用できるよう、ガバメントクラウドへの移行に係る課題の検証を行う先行事業としての調査研究を行うため、本先行事業に参加を希望する複数の市町村を公募する。

なお、採択後、採択市町村を対象とした先行事業を請け負う事業者（以下「検証受託事業者」という。）の調達を実施し、採択市町村が連携するアプリケーション開発事業者等と検証受託事業者との間で、契約条件の最終的な調整を行った上で、委託契約を締結する予定である。

第2 事業の概要

1. 公募する事業の概要

(1) 対象市町村

検証に協力を希望する市町村

(2) 対象業務システム

基幹業務システム（※）の全部又は一部及び基幹業務に付属又は密接に連携する業務システム（以下「基幹業務等システム」という。）

※ デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）において、地方公共団体における情報システムの標準化を推進することとされている以下の業務に係るシステムをいう。

児童手当、住民基本台帳（外国人含む）、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学（学齢簿、就学援助）、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

(3) 先行事業としての調査研究の内容

- ・ガバメントクラウド（※）のテスト環境に、市町村が現に利用する基幹業務等システム又は市町村が導入を希望する基幹業務等システムのアプリケーションをリフトし、市町村が安心してガバメントクラウドや回線を利用できることを検証する。
- ・検証後に、データをガバメントクラウド上にリフトし、本番環境に移行する。
- ・検証作業中は、市町村のサービス提供に影響を与えないように、既存システムを並行稼働させる。

※ガバメントクラウドは、複数のクラウドサービス事業者が提供する、複数のサービスモデルを組み合わせて、相互に接続する予定であり、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）のリストに登録されたサービスから次の要件を満たすクラウドサービスを調達する予定である。

- ①不正アクセス防止やデータ暗号化などにおいて、最新かつ最高レベルの情報セキュリティが確保できること。

- ②クラウド事業者間でシステム移設を可能とするための技術仕様等が公開され、客観的に評価可能であること。
- ③システム開発フェーズから、運用、廃棄に至るまでのシステムライフサイクルを通じた費用が低廉であること。
- ④契約から開発、運用、廃棄に至るまで国によってしっかりと統制ができること。
- ⑤データセンタの物理的所在地を日本国内とし、情報資産について、合意を得ない限り日本国外への持ち出しを行わないこと。
- ⑥一切の紛争は、日本の裁判所が管轄するとともに、契約の解釈が日本法に基づくものであること。
- ⑦その他 IT 室が求める技術仕様（別途ガバメントクラウドを提供するクラウド事業者の調達において提示）を全て満たすこと。
- ・ガバメントクラウドを提供するクラウド事業者については、要件の検討を令和3年度の第一四半期をめぐりに行い、早期に契約手続きを進めていくことを予定している。
- ・令和3年度中に検証が終了しない場合の令和4年度以降の取扱いについては別途通知する。

(4) 検証項目

- ①市町村が安心してガバメントクラウドや回線を利用できることを実証するため、先行事業は以下の3点を検証する。

(a) 標準非機能要件の検証

- ・先行事業において構築したシステム（※1）が、「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準（標準非機能要件）」（令和2年9月内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室・総務省）（※2）が求める非機能要件（セキュリティ、可用性、性能・拡張性、移行性、運用・保守性等）を満たすことを検証する。
- ・併せて、先行事業の実施を通じて得られた知見を元に、標準非機能要件の拡充を行う。

※1：「先行事業において構築したシステム」の条件については、原則として以下のとおり。

- a. 業務アプリケーション（以下「アプリケーション」という。）、ガバメントクラウド、回線等に加え、外部システムとの連携を含むこと。
- b. 回線については、専用線を構築する場合又は LGWAN を活用する場合を検証すること。
- c. データの格納については、市町村ごとにデータを論理的に分離すること（詳細は検証過程で決定）。
- d. バックアップについては、東西2センター（主環境とBCP環境。IT室（デジタル庁）が指定）を活用すること。
- e. その他、検証すべき事項は、IT室（デジタル庁）と協議すること。

※2：政府CIOポータル「地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化の推進 2. 府省横断的な事項の処理（2）標準非機能要件について」を参照のこと。 <https://cio.go.jp/node/2733>

(b) 標準準拠システムの移行方法の検証

- ・ガバメントクラウドにリフトしたシステムとリフトしないシステムとの連携を

検証する。

- ・ガバメントクラウドにリフトしてから標準準拠システム（地方公共団体の情報システムの標準化法に規定する基準（標準仕様）に準拠したシステムをいう。）へシフトする方法の有用性について検証する。

(c)投資対効果の検証

- ・上記の検証を前提に、現行システムとの投資対効果の比較を行う。

②IT 室（デジタル庁）は先行事業を通じて、ガバメントクラウドの可変的なリソース管理のあり方や共通機能のあり方等を検証する。

2. 要件

以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 参考資料「地方自治体によるガバメントクラウドの活用（先行事業）について」の内容を理解し、IT 室（デジタル庁）及び検証受託事業者と連携を密にし、検証に協力すること。
- (2) 先行事業は「第2 1.（4）検証項目」の検証を行うことを目的として先行事業計画に基づいて実施するものであり、採択市町村の情報システム（ガバメントクラウド上に構築されたものを含む。）の運用については当該採択市町村が一義的に責任を有していることを了承すること。
- (3) 予め連携するアプリケーション開発事業者等と協議・調整の上、アプリケーションを指定し、応募すること。なお、応募に当たっては、連携するアプリケーション開発事業者等に予め参考資料「地方自治体によるガバメントクラウドの活用（先行事業）について」に記載された先行事業の内容を理解させた上で行うこと。
応募の際に、連携するアプリケーション開発事業者等が未定である場合は、連携するアプリケーション開発事業者等を決定する期限を定めて応募することができるが、別途 IT 室（デジタル庁）に詳細を確認すること。
- (4) 委託候補事業として採択された際には、先行事業計画書（担当者の連絡先を含む。）が公開されることに了承すること。また、検証受託事業者の調達において、検証受託事業者となることを検討する事業者から求めがあった場合には、連携するアプリケーション開発事業者等が当該事業者に見積を提示するように、あらかじめ連携するアプリケーション開発事業者等と調整すること。
- (5) その他
 - ・IT 室（デジタル庁）及び IT 室（デジタル庁）が指定する者による採択市町村への現地調査を受け入れること。
 - ・採択市町村の担当職員は、事業実施状況を把握し、オンライン会議等の手法により、定期的（最低でも1カ月に1回程度を想定）に IT 室（デジタル庁）へ報告すること。

3. 採択市町村数

採択市町村数は、応募状況と予算規模に鑑み決定することとする。

第3 応募手続

1. 応募手続

(1) 応募者

市町村

※複数の市町村が共同で応募することも可とする。

(2) 応募に必要な資料

先行事業計画書

先行事業計画の必要的記載事項については次のとおり。

- ①公募団体名
- ②公募団体代表者氏名
- ③公募団体担当者名（所属・役職・氏名）と連絡先（電話・Eメールアドレス）
- ④公募団体のシステムの現況（システム類型番号一覧表による分類、システム提供事業者名、パッケージの場合はその名称等）
- ⑤公募団体として17の基幹業務に付属又は密接に連携すると考える業務のシステムとその理由
- ⑥公募団体における令和7年度までの標準準拠システムへの移行計画
- ⑦先行事業の実施計画
 - ア. ガバメントクラウドのクラウド提供事業者に関する希望とその理由
 - イ. ガバメントクラウドにリフトするシステム
 - ウ. ガバメントクラウドにリフト後の業務システム全体の構成図
 - エ. ガバメントクラウドにリフトする手順
 - オ. 協力する見込みのアプリケーション開発事業者名等
 - カ. 検証項目の検証方法
- ⑧概算費用（令和3年度中に要する費用とそれ以外を区分して記載すること）

(3) その他補足資料

必要に応じて提出すること。

(4) 提出期限

①先行事業一次計画

「第3 1. (2) 応募に必要な資料」のうち⑧概算費用を除いた①から⑦を提出すること。

令和3年7月5日（月）17時

②先行事業二次計画

「第3 1. (2) 応募に必要な資料」のうち⑧概算費用を提出すること。その際、一次計画で提出した「第3 1. (2) 応募に必要な資料」のうち①から⑦までについて変更することは基本的には考えにくいですが、仮に必要な場合には、変更箇所を明示して提出すること。

令和3年8月10日（火）17時

(5) 提出先

提出書類（先行事業計画書及び補足資料）は、「第6 公募要項に関する問合せ先・応募資料提出先」に記載する連絡先に電子メールにより提出すること。なお、提出を行った場合は電話にて提出した旨を連絡すること。

2. 委託候補事業の採択

(1) 選定方法

書面審査に基づき、委託候補事業を選定し、採択する。また、評価に際し、応募者に対して追加資料の提出やヒアリングを求める場合がある。団体規模やシステム構成に応じた多様な市町村を採択するため、選定に当たっては、事業内容のバランスを一定程度考慮する。

(2) 選定のポイント

委託候補事業の選定に当たっては、主に以下の項目に基づき、総合的に評価を行う。な

お、以下に挙げた項目以外の要素を追加した提案を行うことを妨げない。

①公募する事業の内容に対する適切性・効果

応募の内容が、公募する事業の趣旨・内容に合致し、それに応じた効果が見込めるか。

②事業の実現性

先行事業後の標準準拠システムへの移行計画も含め、事業として確実な実施・運営が見込める内容となっているか。

③モデル性

他市町村においても導入しやすいスキームであり、他市町村への普及展開が見込めるようなものとなっているか。

④遂行能力

ア．委託候補事業を遂行するために必要な人員・体制を構築しているか。

イ．委託候補事業を実施するため、(複数の市町村と共同で応募する場合)市町村、アプリケーション開発事業者等との連携・協力体制が構築できているか。

ウ．事業実施スケジュール、先行事業計画が無理なく組み立てられ、委託候補事業の確実な実施・運営が見込めるか。

⑤その他

その他特筆すべき応募内容があるか。

(3) 提案内容の確認・修正

選定は提出された提案書に基づいて行うが、必要に応じて、追加資料の提出等を依頼し、又はヒアリング等を実施することがある。

また、必要に応じて IT 室（デジタル庁）と応募者との間で調整のうえ、提案内容について修正等を行うことがある。

(4) 委託候補事業の採択

IT 室（デジタル庁）は、委託候補事業を選定し、採択したときは、当該委託候補事業の提案者である採択市町村に対して速やかにその旨通知する。

採択された委託候補事業については、契約時までには、必要に応じて IT 室（デジタル庁）と採択市町村との間で調整の上、修正等を行うことがある。

なお、提案時に提出した先行事業計画自体に変更がある場合、「2.（2）選定のポイント」に定める各種項目が、選定時と同じ水準で引き続き担保できることが認められる場合に限り、変更を許容するものとする。

3. 契約

(1) 契約の締結

採択された委託候補事業について、検証受託事業者の調達を実施し、採択市町村が連携するアプリケーション開発事業者等と検証受託事業者との間で、契約条件の最終的な調整を行った上で、委託契約を締結する。

(2) 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和4年3月31日までの日で IT 室（デジタル庁）が別に定める日までとする。

(3) 契約の形態

採択市町村が連携するアプリケーション開発事業者等と検証受託事業者が締結する委託契約とする予定であるが、その詳細については確定後に採択市町村に別途通知する。

4. 委託費

(1) 委託費の扱い

委託費は、委託契約に係る契約書に定められた用途以外への使用は認められない。なお、採択された委託事業に係る予算計画書等は、必要に応じて契約時までに採択市町村と IT 室（デジタル庁）との間で調整の上、内容の修正を行うことがある。また、委託費は、原則として、委託事業終了後に受託者の成果報告書等の提出を受け、委託金額を確定した後、精算払いにより支払うものとする。

(2) 委託費の内容

委託費は、委託事業の遂行及び成果の取りまとめに直接的に必要な経費（直接経費）（それぞれ消費税 10%（消費税率+地方消費税率）を含む。）とする。

本調査研究業務の経費対象として想定する費用内訳の例は以下のとおり。（例にない経費でも認められる場合があるので、IT 室（デジタル庁）に相談すること。）

- ・アプリケーション利用料
- ・システム移行費
- ・共通的な基盤・機能の利用料
- ・回線利用料（LGWAN の検証を含む。）
- ・庁内回線整備費用
- ・端末等費用
- ・データ移行料

(3) 対象外経費

以下の経費は対象外とする。

- ・応募者、連携するアプリケーション事業者等の通常の運営経費
- ・事業の実施に直接的に必要な経費以外の経費
- ・契約期間の間に実施されない取組に係る経費
- ・国等により、別途、補助金、委託費等が支給されている経費

第 4 報告及び評価

1. 中間報告

IT 室（デジタル庁）の求めに応じて検証受託事業者が行う中間報告の策定に採択市町村は協力しなければならない。当該報告は、定期的な実施状況の報告（第 2 2.（5）参照）とは別に、進捗状況の直接的な把握や、成果分析の方向性の検討及び将来的に全国の市町村が利用できる汎用的な仕組みの検討を目的として実施する。なお、報告の時期や様式等の詳細は別途連絡する。

2. 成果報告及び終了評価

事業の終了後、検証受託事業者が IT 室（デジタル庁）に提出する成果報告書の策定に採択市町村は協力しなければならない。成果報告書には次の内容を含むものとする。

- ・本事業に取り組むに至った背景、事業の概要
- ・実施体制、実施スケジュール
- ・事業成果
- ・直面した課題とその対応策・解決方法
- ・全国的に展開を行うために必要な事項

成果報告書をもとに、IT 室（デジタル庁）において終了評価を行う。評価に際しては、追加資料の提出等を求める場合がある。なお、成果報告書は、政府 CIO ポータル等で公開する場合がある。

成果報告書の提出期限は別途連絡する。

第5 事業スケジュール

委託事業の実施スケジュールについては、概ね以下のとおりを想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

- ・令和3年7月5日 : 先行事業一次計画提出締切
- ・令和3年8月10日 : 先行事業二次計画提出締切
- ・令和3年8月中旬 : 採択市町村の決定、検証受託事業者の調達
- ・令和3年9月 : 検証受託事業者の決定、先行事業開始
- ・令和4年3月 : 成果報告
- ・令和4年3月 : 令和3年度事業終了

第6 公募要項に関する問合せ先・応募資料提出先

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-3-1

東京虎ノ門グローバルスクエア 17階

電話：03-3503-8407

Email：git-local_package@digital.go.jp

担当：圓増、岡部、上田